

岸和田市立自泉会館の管理及び運営に関する基本協定書（案）

岸和田市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、岸和田市立自泉会館（以下「自泉会館」という。）の管理及び運営に関し、岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり自泉会館の管理及び運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

第 1 章 総 則

（基本協定の目的）

第 1 条 基本協定は、岸和田市立自泉会館条例（昭和 58 年条例第 2 号）に定める設置目的に基づき、甲と乙が相互に協力し、自泉会館を適切かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、自泉会館の管理及び運営に関して、甲が指定管理者を指定することの意義は、民間事業者たる乙の知恵や知識などの能力を活用しつつ、各種サービスの効果及び効率を向上させ、国の有形登録文化財である自泉会館を保存・活用し、身近な市民の文化芸術活動の拠点とし、もって地域における市民文化芸術活動の振興を図ることにあることを確認する。

（基本方針等）

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる基本方針に基づいて第 8 条に定める本施設の管理及び運営業務（以下「本業務」という。）を実施するものとし、実施に当たっては、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義を踏まえ、本施設に求められる役割を果たすとともに、公共性、公平性の確保に努めるものとする。

（信義誠実の原則及び民間事業の趣旨の尊重）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、基本協定を誠実に履行しなければならない。

2 甲は、本業務が（市民団体又は民間事業者）によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（用語の定義）

第 5 条 基本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

（管理物件）

第 6 条 乙が行う管理及び運営業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなるものとし、その内容は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第 7 条 甲が乙を自泉会館の指定管理者として指定する期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月

31 日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第 8 条 岸和田市立自泉会館条例（以下「自泉会館条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- （１） 自泉会館の利用に関する業務
- （２） 自泉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３） 指定事業に関する業務
- （４） 企画提案事業に関する業務
- （５） 市民相互の文化的交流の場に供する業務
- （６） 前各号に掲げるもののほか、自泉会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項に定める業務の細目は、岸和田市立自泉会館指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）及び各年度協定書に定めるものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第 9 条 次の各号に掲げる業務については、乙の管理業務の範囲に含めないものとし、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。ただし、使用料の徴収又は収納業務については、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づく委託契約により、乙に委託するものとする。

- （１） 使用料等の減免の決定
- （２） 使用料等の還付
- （３） 不払い使用料の強制徴収
- （４） 不服申し立てに対する決定
- （５） 本施設の目的外使用許可及びその使用料の徴収
- （６） 第 16 条第 3 項の規定により甲が実施する管理物件の修繕業務等
- （７） その他法令により甲が行うべきものとされている業務

（業務実施条件）

第 10 条 乙が本業務を実施するに当たり満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

（業務範囲の変更）

第 11 条 甲及び乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 8 条で定めた本業務の範囲及び第 10 条に定める業務実施条件について、変更に関する協議を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において定めるものとする。

（岸和田市文化祭事業事務局機能）

第 12 条 甲が主催し、市民主体の実行委員会方式で運営される岸和田市文化祭事業に関し、自泉会館

内に事務局機能を備えている。乙は、市民相互の文化的交流の場に供する場の提供を図るとともに、同事務局機能と連携し、本市の文化振興の推進を図るものとする。

第3章 本業務の実施

（本業務の実施）

- 第13条 乙は、本施設に係る関係法令等、基本協定及び岸和田市立自泉会館の管理及び運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）、岸和田市立自泉会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、業務仕様書、乙が甲に提出した指定管理者募集時の提案書（以下「提案書」という。）及び事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。
- 2 本業務に関する解釈の基準は、基本協定、年度協定、募集要項、業務仕様書、事業計画書、提案書の順とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

（準備行為）

- 第14条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙からの前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申し出に応じなければならない。

（第三者による実施）

- 第15条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（管理施設の修理・改修等）

- 第16条 管理施設の修繕等については、年間10万円を上限に1件につき5万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、乙が実施するものとする。ただし、修繕の実施については、文化財保護の観点から独断で実施せず、事前に甲と協議すること。
- 2 指定管理者が実施した修繕について、その費用が前項に規定する年間の上限額を超えない場合は、その金額を指定期間内において、次年度に繰り越すことができるものとする。ただし、指定管理期間内において、修繕費用の総額が50万円（消費税及び地方消費税を含む。）に満たない場合、その差額を甲に指定された期日までに返還するものとする。
- 3 甲は、管理施設の増築、移設及び大規模改造等、乙の管理業務の実施に多大な影響を及ぼすと認められるものについては、乙に通知のうえ、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

(安全管理)

第 17 条 乙は、施設管理者を定めなければならない。

2 施設管理者は、法令に定める施設設備の点検を行わなければならない。

3 施設管理者は、前項の点検以外に自主的に点検を行い、事故の未然防止、事故発生時の被害軽減に努めなければならない。

(緊急時の対応)

第 18 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生したときは、乙は直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 甲及び乙は、事故等が発生したときは、協力してその原因を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(情報管理)

第 19 条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、もしくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び棄損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

3 乙が保有する管理業務にかかる情報の公開については、岸和田市情報公開条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。

(暴力団の利用の排除)

第 20 条 乙は本施設の利用許可に関して、暴力団（岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年 6 月 27 日条例第 35 号。次条において「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、甲と協議のうえ、適正に処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第 21 条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者（暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

第 4 章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第 22 条 甲は、別紙 2 に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で乙に貸与する。なお、備品等（Ⅰ種）で、使用することができなくなったときは、乙は甲に対し、使用できなくなった備品の名称・数量・使用できなくなった自由を通知のうえ、当該備品を甲に返納するものとする。

2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保ち、紛失のないように努めること。

3 甲は、乙に貸与した備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、乙との協議により、甲又は乙において必要に応じて代替備品を購入又は調達するも

のとする。

- 4 乙は、故意又は過失により、甲から貸与された備品等（Ⅰ種）を滅失又はき損したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用において当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達しなければならない。また、廃棄にかかる費用も同様とする。
- 5 乙は、指定管理会計において購入した備品については、備品等（Ⅰ種）として備品台帳に登載するものとし、その帰属は市のものとする。
- 6 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は施設での利用以外の目的で貸与してはならない。

（乙による備品等の購入等）

- 第 23 条 乙は、乙の任意により、指定管理料以外の自己の費用をもって購入又は調達し、指定期間の終了の後は甲又は甲が指定するものに対し引き継ぐ備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）及び消耗品等を、本業務実施のために供することができるものとする。
- 2 乙は、第 1 項に定めるもののほか、乙の任意により、自己の費用をもって購入又は調達し、指定期間終了の後は原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収する備品等（以下、「備品等（Ⅲ種）」という。）及び消耗品等を、本業務実施のために供することができるものとする。

（文化祭実行委員会による備品等）

- 第 24 条 文化祭実行委員会の備品等（Ⅳ種）については、乙は、文化祭実行委員会事務局の了解を得たうえで、借用することができるものとする。

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書）

- 第 25 条 乙は、毎年度、当該年度の業務開始前までに次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を提出し、その内容について甲の承認を受けなければならない。
- （１） 第 8 条に規定する本業務の実施に関する事項
 - （２） 施設の運営・管理に係る収支見込みに関する事項
 - （３） 企画提案事業に係る収支見込みに関する事項
 - （４） 文化芸術振興に係る自主事業に係る収支見込みに関する事項
 - （５） その他自主事業に係る収支見込み関する事項
 - （６） 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項
- 2 乙は、甲と協議の上、事業計画書を変更することができるものとする。

（事業報告書）

- 第 26 条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- （１） 管理及び運営業務の実施状況に関する事項
 - （２） 施設の利用状況に関する事項及び使用料の実績
 - （３） 指定事業実施一覧
 - （４） 企画提案事業実施一覧表

- (5) 文化芸術振興に係る自主事業実施一覧表
- (6) その他自主事業実施一覧表
- (7) 施設の運営・管理に係る収支状況に関する事項
- (8) 指定事業に係る収支状況に関する事項
- (9) 企画提案事業に係る収支状況に関する事項
- (10) 文化芸術振興に係る自主事業に係る収支状況に関する事項
- (11) その他自主事業に係る収支状況に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

- 2 乙は、甲が第 44 条、第 45 条又は第 46 条に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または説明を求めることができるものとする。
- 4 乙は、甲に対して事業報告書を提出するにあたり、本条第 1 項第 7 号から第 11 号が適正であることを証するため、監査日、監査結果及び監査人氏名等を記した監査報告書を提出しなければならない。
- 5 前項の監査報告書は、事業報告書とは別に提出することができる。ただし、監査実施後速やかに提出しなければならないものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

- 第 27 条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務の実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申し出に応じなければならない。
 - 3 前条及び本条第 1 項による確認の結果、乙による業務実施が年度事業計画書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
 - 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。
 - 5 甲及び乙は、本章に定めがあるものの他、甲が別に定める「岸和田市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に基づき、必要な確認等を行うものとする。

第 6 章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

- 第 28 条 甲は、乙に対して予算の範囲内において乙に対して指定管理料を支払う。
- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の金額は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間で、●●●円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。
 - 3 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、甲乙協議のうえ、前項に規定する金額の範囲内で別途「年度協定」に定めるものとする。
 - 4 指定管理料の内訳は、自泉会館の施設の運営・管理に要する経費に係る指定管理料、指定事業に要する経費に係る指定管理料、企画提案事業に要する経費に係る指定管理料をそれぞれ計算した合計額とする。

- 5 前項に掲げる指定事業に要する経費に係る指定管理料については、令和8年度から令和13年度まで、各年80万円を上限額とし、事業実施に係る手数料としてのチケット販売収入の10%を含めた経費の範囲内とする。
- 6 第4項に掲げる企画提案事業に要する経費に係る指定管理料については、令和8年度から令和13年度まで、各年2,500千円を負担上限額とし、経費から企画提案事業に伴う入場料等の収入を差し引いた額以内とする。

(指定管理料の変更)

- 第29条 甲又は乙は、指定期間中において、賃金水準、物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 指定管理料の変更の可否及び金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(指定事業収入)

第30条 指定事業収入(入場料その他の指定事業収入)は、甲の収入とする。

(企画提案事業収入)

第31条 企画提案事業収入(入場料その他の企画提案事業収入)は、乙の収入とする。

(会計処理の原則)

- 第32条 乙は、本業務に係る経理処理を行うに当たり、本業務の経理区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。
- 2 乙は、指定管理料の管理に当たっては、安全かつ適正に行わなければならない。
- 3 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

第7章 損害賠償及び天災その他不可抗力

(リスク分担)

第33条 甲及び乙は、想定されるリスクについて、「別紙3「リスク分担表」のとおりそれぞれ責任を負うものとする。ただし、別紙3「リスク分担表」に定めのない事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償等)

- 第34条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。
- 2 乙の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したことにより、本業務の全部又は一部が実施できなかったときは、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額を指定管理料から減額することができるものとする。

（一般的損害）

第 35 条 乙は、本業務の実施に伴い生じた損害についてその費用を負担する。ただし、施設及び設備の設計・構造上の原因によるもの等、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。

（第三者への賠償）

第 36 条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことが判断できない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第 37 条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次に掲げるものとする。

（１）全国市有物件建物総合損害共済

（２）市民総合賠償補償保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次に掲げるものとする。

（１）公立文化施設賠償責任保険

（２）その他、乙が必要と認める保険

（天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応）

第 38 条 天災その他不可抗力により、本業務の実施が困難な事態が発生したとき、又はその恐れがあるときは、乙は、その事態の影響を早期に除去すべく早急に利用者の避難誘導、安全確保及び関係機関への通報等についての的確な対応措置をとり、天災その他不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧の実施は原則甲が行うこととする。ただし、乙は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施する。

（天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担）

第 39 条 天災その他不可抗力の事態の発生に起因した事業の中止・延期に伴い乙に損害・損失や増加費用が生じたときは、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、損害状況等の確認を行ったうえで、乙との協議を行い、天災その他不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して乙に損害・損失や追加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額に相当する額については、甲の負担に含まないものとする。

4 天災その他不可抗力の発生に起因して甲に生じた損害・損失や増加費用については、甲が負担するものとする。

5 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品も復旧に伴い増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。（応急復旧に係る費用を含む）

(天災その他不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)

第 40 条 前条第 2 項に定める協議の結果、天災その他不可抗力の事態の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙は、天災その他不可抗力により影響を受ける限度において、基本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が前項により、基本協定に定める義務を免れたときは、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額を、指定管理料から減額することができるものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引き継ぎ等)

第 41 条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引き継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、乙に対し、指定期間の終了に先立ち、甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 42 条 乙は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の場合において、原状復帰等に要する期間は、サービスの水準・休止などにより市民等が不利益を被ることのないよう、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙は、前 2 項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲又は甲が指定するものに管理物件を引き渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第 43 条 指定期間の終了に際し、備品等の扱いについては次のとおりとする。

(1) 乙は、第 22 条に規定する備品等 (Ⅰ 種) 及び第 23 条第 1 項に規定する備品等については、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 第 23 条第 2 項の備品等 (Ⅲ 種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した備品については、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができる。

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第 44 条 甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

- (3) 乙が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第 19 条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
- (11) 自らの責めに帰すべき事由により乙から基本協定締結の解除の申出があったとき
- (12) 乙の財務状況に重大な悪化が認められたとき
- (13) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、3ヶ月前までにその旨を乙に通知したうえで、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取り消しの理由
- (2) 指定の取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙は、第 1 項の規定により協定が解除されたときは、違約金として当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する管理業務に係る対価（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定期間の初年度における管理業務に係る対価）の 10 分の 1 を甲に支払わなければならない。

5 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

6 乙は、第 1 項の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。この違約金は、第 4 項に定める範囲内で甲が定め、乙に通知するものとする。

(乙による指定の取り消しの申出)

第 45 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他、乙が必要と認めるとき

2 乙は、前項の規定による申し出を行おうとするときは、その 6ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

- 4 前項により指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(天災その他不可抗力による指定の取り消し)

第 46 条 甲又は乙は、天災その他不可抗力の事態の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができる。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取り扱い)

第 47 条 第 41 条から第 43 条の規定は、第 44 条から第 46 条の規定により指定期間満了前に基本協定が終了した場合についても、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第 10 章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 48 条 乙は、基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(本業務の範囲外の業務)

第 49 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする

3 乙が、甲に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、前項の規定を準用するものとする。

4 甲と乙は、自主事業を実施するにあたって、別途の自主事業の実施条件を定めることができるものとする。

5 甲は、自主事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、自主事業の実施に立ち会うことができるとともに、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明又は調査することができる。

6 乙は、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(自主事業の改善指示)

第 50 条 甲は、前条第 5 項から第 6 項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の自主事業の実施が適正でないと認めるときは、必要な事業の改善や是正の指示をすることができる。

2 乙は、前項に定める改善や是正の指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

(請求、通知等の手続きその他)

第 51 条 基本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定

めがある場合を除き、原則として書面により行わなければならない。

2 基本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（協定の変更）

第52条 本業務に関し、その前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、基本協定の規定を変更することができる。

（解釈）

第53条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知もしくは立会いを行い、又は説明もしくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第54条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は基本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第55条 基本協定の内容に基づく訴訟に関しては、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

基本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市
市 長 ⑩
(魅力創造部文化国際課取扱い)

乙 所在地
名 称
代表者 ⑩

別紙 1 用語の定義

- (1)「指定開始日」とは、指定期間が開始する日のことをいう。
- (2)「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3)「自主事業」とは、基本協定に規定した指定管理業務以外の業務として、乙が自己の責任と費用において実施する事業のことをいう。
- (4)「年度協定」とは、基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (5)「天災その他不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰することのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、天災その他不可抗力に含まないものとする。
- (6)備品等（Ⅰ種）とは、甲が乙に指定期間中無償で貸与する備品等、ならびに指定管理期間中に、乙が指定管理料で購入した備品等のことをいう。
- (7)備品等（Ⅱ種）とは、乙が自己の費用により購入または調達し、本業務のために供し、指定期間の終了の後は甲又は甲が指定するものに対し引き継ぐ備品等をいう。
- (8)備品等（Ⅲ種）とは、乙の任意により購入又は調達し、本業務実施のために供し、指定期間の終了の後は原則として、乙が、自己の責任と費用で撤去・撤収する備品等をいう。
- (8)備品等（Ⅳ種）とは、文化祭実行委員会の備品等のことをいう。

別紙 2 管理物件

- (1)管理施設
 - ・岸和田市立自泉会館
 - ・敷地内の外構及び植栽
 - ・その他施設（自泉会館の荷捌き地をさす）
- (2)管理物品（※詳細については、備品台帳を参照のこと。）
 - ①備品等（Ⅰ種）
 - ②備品等（Ⅱ種）
 - ③備品等（Ⅲ種）
 - ④備品等（Ⅳ種）

【リスク分担】

段階	種 類	内 容	負 担 者	
			市側	指定管理者
準備段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	書類の誤り	公募要項等公表した資料の誤り、変更に関するもの	○	
		事業計画書等指定管理者の提案内容の誤りによるもの		○
	準備、引継ぎコスト等	準備（調査等を含む。）及び引継ぎ等に必要なコスト		○
管理運営段階	法令の変更	当該指定管理施設の管理運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
		当該指定管理業務に関わらず、指定管理者自らの法人等の運営に直接影響を及ぼす法令変更		○
	物価変動リスク	物価の変動に伴う経費の増		○ (※1)
		ただし、急激な変動によるもの	別途協議	
	金利変動リスク	金利の変動に伴う経費の増		○
	税制度の変更	新税又は税率の変更によるもの（管理事業に影響を及ぼすもの）	別途協議	
	周辺地域・住民・利用者への対応	地域住民などからの苦情対応、周辺地域及び自治会等との協調		○
		利用者の安全確保（応急措置を含む。）、苦情対応		
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○
	安全性の確保 第三者賠償	施設・備品の維持管理及び事業運営等における安全性の確保及び周辺環境の保全		○
		施設の管理瑕疵において第三者に損害を与えた場合（情報漏洩、犯罪発生含む。）		
		施設の設置瑕疵（設計や構造上に関わるものの瑕疵）において第三者に損害を与えた場合	○	
	事業内容の変更	市の政策による変更	○	
	指定解除における損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定解除に伴うもの		○

管 理 運 営 段 階	管 理 運 営 事 業の中止・延 期	指定管理者の責任・破綻による事業の中止・延期		○
		市側の発意により施設を廃止する場合の事業の中止	○	
		天災その他不可抗力の事態による事業の中止・延期の対応	別途協議	
		天災その他不可抗力の事態による事業の中止・延期により発生した費用・損失の負担	○	
	債務不履行	市側の事由による協定内容の不履行に伴うもの	○	
		指定管理者の事由による業務又は協定内容の不履行に伴うもの		○
	支払遅延	指定管理者の責に帰することのできない理由により、市からの経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
		上記の場合以外		○
	施設維持補 修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構等の補修、改良工事（原状回復に要する費用を含む。）		○
		市側の発意により行う施設・設備・外構等の補修、改良工事	○	
		施設・設備・外構等の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス等。）		○
		機器・備品の保守点検（日常点検及びメンテナンス等。）		○
		管理の瑕疵（事故・火災等）による機器・備品の補修等		○
		経年劣化等による施設・設備・機器・備品等の補修、修繕等	1 件あたり 5 万円 超 別途協議	1 件あたり 5 万円 以下
		管理の瑕疵（事故・火災等）による施設・設備・外構等の補修、修繕、工事		○
		設置の瑕疵（事故・火災等）による施設・設備・外構等の補修、修繕、工事	○	
		天災その他不可抗力の事態が生じたことにより損壊した施設躯体・設備の復旧の実施	○	※2
		天災その他不可抗力の事態が生じたことにより損壊した機器・備品の復旧の実施	○	※2
		天災その他不可抗力の事態が生じたことにより損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧に伴い発生した費用の負担（応急復旧に係る費用を含む）	○	
		指定管理者の発意による機器・備品の購入、調達等		○
		市側の発意による機器・備品の購入、調達等	○	
		市有施設の損害賠償保険及び火災共済保険加入	○	

		第三者損害賠償責任保険加入		○
事業終了	事業終了、引継ぎコスト等	事業終了時の現状復帰に係る経費及び引継ぎに必要なコスト		○

(※1) ただし、光熱費については社会情勢等の影響による価格変動の予測が困難であることから、別途協定書に定める基準に基づき精算するものとします。

(※2) 指定管理者は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施するものとします。

(案)

<年度協定書>

目 次

第1条	(年度協定の目的)	1
第2条	(令和 年度の業務内容)	1
第3条	(令和 年度の指定管理料)	1
第4条	(疑義等の決定)	2

岸和田市立自泉会館の管理及び運営に関する年度協定書 (案)

岸和田市（以下「甲」という。）と岸和田文化事業協会（以下「乙」という。）は、令和８年３月●日に岸和田市立自泉会館（以下「自泉会館」という。）の管理及び運営に関して締結した岸和田市立自泉会館の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、自泉会館の管理及び運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第１条 年度協定は、自泉会館の管理及び運營業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和８年度の業務内容）

第２条 令和８年度の業務内容は、基本協定書及び年度事業計画書に定めるとおりとする。

（令和８年度の指定管理料）

第３条 乙が甲から受領すべき令和８年度の指定管理料は、金●●●円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とし、その内訳は次のとおりとする。

- （１） 自泉会館の施設の運営・管理に要する経費に係る指定管理料 金●●●円
- （２） 指定事業に要する経費に係る指定管理料 金●●●円以内
- （３） 企画提案事業に要する経費に係る指定管理料 金●●●円以内

（運営・管理に要する経費に係る指定管理料の支払方法）

第４条 甲は、前条に定める指定管理料のうち、自泉会館の施設運営・管理に要する経費に係る指定管理料は、乙の請求により次の各号に掲げる日までに、当該各号に定める額を支払うものとする。

- （１） 令和８年４月３０日まで 金●●●円
- （２） 令和８年１０月３１日まで 金●●●円

２ 乙は、前項の請求を支払期日の３０日前までに行うものとする。

３ 前項の請求が支払期日の３０日前までになされないときは、甲は、当該請求を受理した日から１か月以内に支払うものとする。

（指定事業に要する経費に係る指定管理料の支払方法等）

第５条 乙は、指定事業完了の日から起算して４５日以内又は事業実施年度の３月３１日までのいずれか早い日までに事業実施に要した経費の状況を明らかにした業務報告書を、甲に提出しなければならない

い。

2 甲は、前項の規定により提出された業務報告書の内容を確認の上、基本協定第28条第5項の規定により指定管理料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

3 乙は第2項の通知を受けたのち、速やかに甲に対して請求を行うものとする。

4 甲は当該請求を受理した日から1か月以内に支払うものとする。

(企画提案事業に要する経費に係る指定管理料の支払方法等)

第6条 乙は、企画提案事業完了の日から起算して45日以内又は事業実施年度の3月31日までのいずれか早い日までに収支の状況を明らかにした業務報告書を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された業務報告書の内容を確認の上、基本協定第28条第6項の規定により指定管理料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

3 乙は第2項の通知を受けたのち、速やかに甲に対して請求を行うものとする。

4 甲は当該請求を受理した日から1か月以内に支払うものとする。

(指定管理料の清算)

第7条 第3条第1号に定める指定管理料のうち、電気使用料金は下表「(ア) 市が示す値」、「(イ) 実績」及び「(ウ) 精算の考え方」に基づき精算を、ガス使用料金は下表「(エ) 市が示す値」、「(オ) 実績」及び「(カ) 精算の考え方」に基づき精算を行うものとする。

電 気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】: 43 円 市が設定した年間電気使用量【B】: 20,256kWh 収支予算書に計上した電気使用料金【C】 = 【A】 × 【B】 = 871,008 円 精算の上限とする年間電気使用量【U1】 = 【B】 × 1.05 = 21,269kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L1】 = 【B】 × 0.95 = 19,243kWh
	(イ)	令和○年度中の年間電気使用量実績【α】(kWh) 令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】(円) 令和○年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】 = 【β】 / 【α】(円)
	(ウ)	・ 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U1】を超えた場合、【U1】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【U1】) ・ 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U1】から精算の下限とする年間電気使用量【L1】の範囲内の場合、令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 精算額 = 【C】 - 【β】 ・ 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L1】を下回った場合、【L1】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【L1】) ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。
	精算の考え方	

ガ ス 使 用 料 金	(エ)	市が設定したガス使用量 1 m ³ あたりの設定単価【D】: 800 円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間ガス使用量【E】: 15 m ³ 収支予算書に計上したガス使用料金【F】 = 【D】 × 【E】 = 12,000 円 精算の上限とする年間ガス使用量【U2】 = 【E】 × 1.05 = 16 m ³ 精算の下限とする年間ガス使用量【L2】 = 【E】 × 0.95 = 14 m ³
	(オ)	令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】(m ³)
	実 績	令和○年度中の年間ガス使用料金実績【λ】(円) 令和○年度中のガス使用量 1 m ³ あたりの平均単価【ω】 = 【λ】 / 【δ】(円)
	(カ)	・ 令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の上限とする年間ガス使用量【U2】を超えた場合、【U2】までを精算対象とする。 精算額 = 【F】 - (【ω】 × 【U2】) ・ 令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の上限とする年間ガス使用量【U2】から精算の下限とする年間ガス使用量【L2】の範囲内の場合、令和○年度中の年間ガス使用料金実績【λ】を精算対象とする。 精算額 = 【F】 - 【λ】 ・ 令和○年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の下限とする年間ガス使用量【L2】を下回った場合、【L2】までを精算対象とする。 精算額 = 【F】 - (【ω】 × 【L2】) ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、基本協定書及び年祖事業計画書によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年○月○日

甲（地方公共団体）

所在地 岸和田市岸城町7番1号

名 称 岸和田市

代表者 佐野 英利 印

（魅力創造部文化国際課取扱い）

乙（指定管理者）

所在地 ○○

名 称 ○○

代表者 ○○ 印